

平成13年度 施策別 取組 方向

部局名：総合企画局・生活部

施策番号	施策名
620	住民参画による行政の推進
【目標】 住民にとって透明な行政運営を進めていくため、住民への行政情報の公開と提供を進めるとともに、広聴体制の充実を図ります。また、計画立案、事業の実施、行政サービスの提供など、さまざまな行政活動における住民参画を推進します。	

1 平成11年度の取組

(1) 平成11年度の取組概要とその成果

(総合企画局)

- ・ 県民の声相談室等に県民から寄せられた声の数は増加しており、苦情のほか県政に対する提案・提言等も増えてきている。
- ・ 出前トークの実施回数、参加人員も増加しており、県と県民とのコミュニケーションの機会の増に対する要望も強まってきている。
- ・ 県民出前講演についても、県民の意見にしっかり耳を傾け、その声を県政運営に反映させようとする県職員の意識も高まってきている。
- ・ 県の考え方や県政の課題等を県民に伝えるため、「県政だより」をはじめテレビ・ラジオ等の媒体を使った広報活動を展開している。
- ・ 読みやすく・わかりやすく・親しみやすい紙面づくりや県政情報をリアルタイムで提供する番組づくりを通して、それらに対する県民の満足度も高まってきた。

(生活部)

- ・ 平成10年度に情報公開懇話会を設置し、「情報公開条例の改正」及び「情報提供のあり方」について検討を行った。
- ・ 条例改正については、懇話会からの提言(7月)を受け、9月議会に条例案を上程、可決され、10月15日公布した。また、平成12年4月の条例施行に向けて、規則等の制定・改正を行い、事務の手引きを作成するとともに、職員に周知するため、研修会を実施した。
- ・ 県出資法人の情報公開については、法人自ら要綱を設置し、4月から情報公開制度を実施した。
- ・ 情報公開条例未設置の市町村に対しては、県民局ごとに研究会を立ち上げ支援した。(7月)
- ・ 「審議会等の会議の公開の指針」を制定し、審議会等の会議の公開を実施した。(7月)
- ・ 情報提供のあり方については、3月に懇話会から提言が出された。主な内容は
 - ・ 情報公表及び提供に関する要綱の制定
 - ・ 三重県版パブリックコメント制度の導入
 - ・ 情報提供のための第三者機関の設置等である。

(2) 平成11年度の取組に対する問題点

(総合企画局)

- ・ 県民の声相談室を中心とする広聴体制となっているのが現状であり、県民局の「県民室」と連携した広聴体制とする必要がある。
- ・ 県民から寄せられた声を整理・分析・加工して県政へ反映させていく仕組みが不十分である。県民の声のデータベース化を図り、情報の共有化を図る必要がある。
- ・ 行政情報の提供について、お知らせ中心であったが、県民が気軽に参加できたり市町村やNPOなどが自主的に情報発信できる企画などとともに問題提起型広報の充実に努める必要がある。

(生活部)

- ・ 情報提供のあり方について出された懇話会の提言内容を実行に移していく必要がある。

2 平成12年度の取組と成果見込み

(総合企画局)

- ・相談等に対し迅速的確に行えるようにするため、対応マニュアルを作成するとともに、職員のスキルアップを図る研修を実施する。
- ・各所属の寄せられた県民からの提案・意見・苦情等についてデータベース化するとともに、対応結果の実態を集計し、全職員がリアルタイムに情報を閲覧できるようにし、また、ベンチマーキングなどを行い、県民の声が県のサービスや施策に反映させる方法を検討する。
- ・行政情報の提供については、インターネットも利用したアンケート調査を実施し、その結果を反映した紙面づくりや生放送番組・トーク番組によりリアルタイムに県政情報・安心・安全情報の提供を行う。
- ・問題提起型広報を充実し、県民の県政への参画意欲を高め、県民満足度のアップを目指す。

(生活部)

- ・新情報公開条例の適正な運用を実施するとともに、情報提供のあり方についての懇話会の提言内容を実現するため以下の事項を検討し、実施することにより、県民への積極的な情報の提供を行う。
 - ・情報公表及び提供に関する要綱の制定の検討
 - ・県民の意見を行政に反映させる手続き（パブリックコメント）制定の検討
 - ・情報提供のための第三者機関の設置

3 平成13年度以降に向けての取組方向

(総合企画局)

- ・県職員の広報マインドの醸成に向けて継続的に研修を実施するとともに、寄せられた県民の声を県民へのサービスの向上や施策により多く反映させていく。また、その結果を情報提供し、県民に周知することによって県民の住民参画意識の高揚を図る。
- ・新聞・テレビ・ラジオを活用した県の主要施策やお知らせ情報の提供については、さらに有効な情報提供のあり方について検討する。
- ・インターネットによる広報の充実を行うとともに、高齢者や障害者に対する配慮を行う。

(生活部)

- ・県民が必要とする情報を、わかりやすく、迅速に、身近で入手できるようなシステムづくりの検討が必要である。